

岡山県税制懇話会報告書 概要版（案）

産業廃棄物処理税は、導入から5年毎を目途に見直しを行うこととされており、今年度、産業廃棄物の動向と産業廃棄物処理税の導入効果を検証し、産業廃棄物処理税の必要性及び税制度、使途事業、基金の今後のあり方等について検討を行った。

1 産業廃棄物処理税導入の効果

（1）産業廃棄物の状況

平成15年度から産業廃棄物処理税を導入し、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱に施策を展開してきた結果、次のような導入効果が現れている。

		平成14年度	平成22年度	対14年度比
排出量		683万t	591万t	86.5%
最終処分量		88万t	35万t	39.5%
不法投棄 (10t以上)	件数	20件	3件	15.0%
	投棄量	3,830t	103t	2.7%

（2）税収と充当事業費の推移

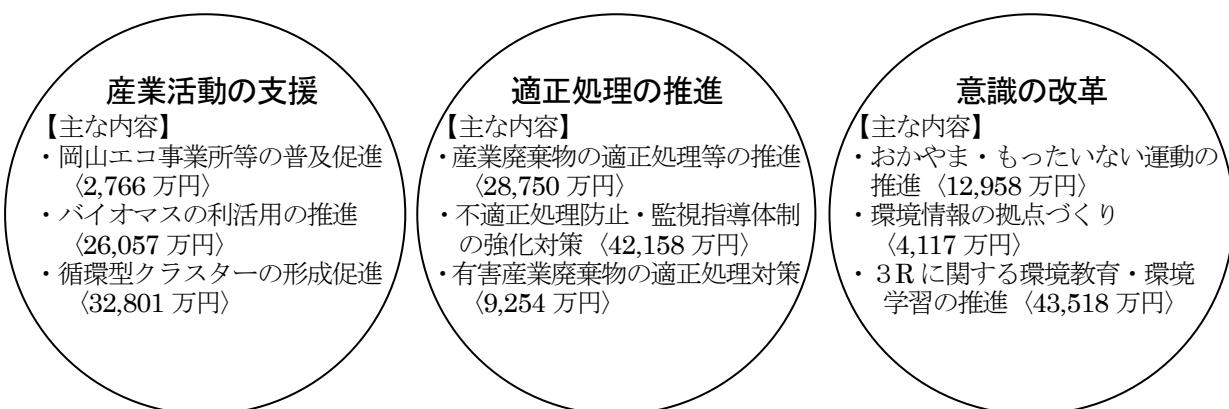
- 税収は、約9億円から4.2億円の間で推移し、平成23年度は約4.8億円である。
- 事業費は、約2.5億円から約5.9億円の間で税収を活用しており、平成23年度は約3億円を充当している。
- 基金残高は、約3.9億円から10.6億円の間で推移し、平成23年度は約6.9億円である。
(億円)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
税 収	8.6	8.9	9.0	8.0	7.4	6.2	4.2	4.5	4.8
事 業 費	2.5	3.8	3.8	4.9	5.9	5.3	4.2	4.3	3.0
交付金等※	2.1	2.4	2.1	2.1	2.3	1.9	1.4	1.4	1.5
基 金 残 高	3.9	6.1	9.5	10.6	10.2	9.0	7.6	6.7	6.9

※「交付金等」には、岡山市・倉敷市への交付金、徴税費が含まれる。

（3）使途事業の実績と主な成果

使途事業に係る充当方針を定め、次の3つを柱に税収を活用して施策を展開してきた。



〈 〉内はH19~H23までの5年間の税充当額

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

(1) 必要性

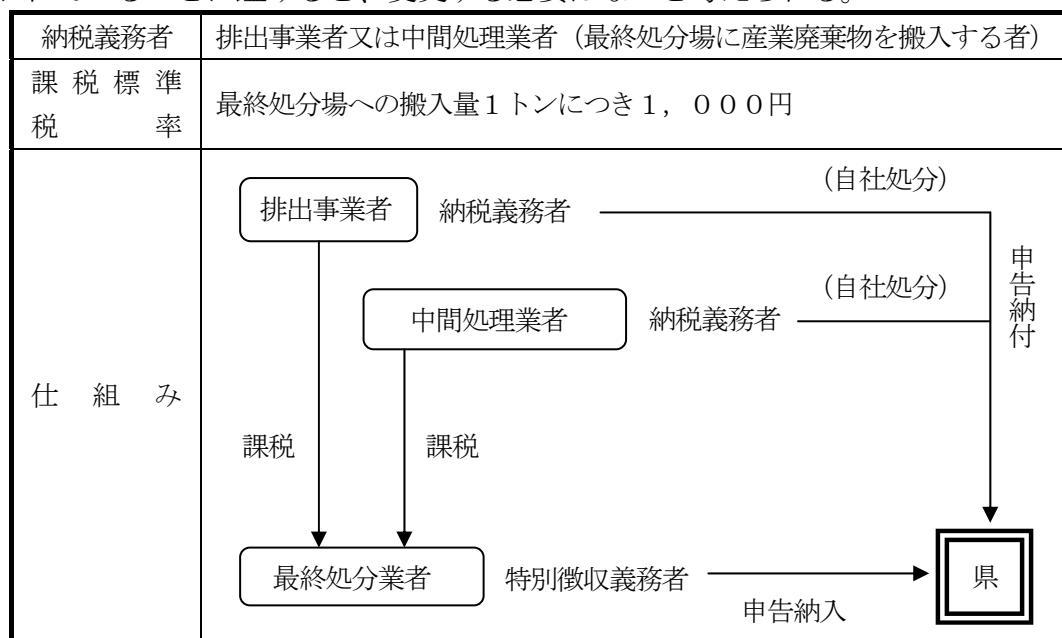
- 産業廃棄物処理税の導入以降、産業廃棄物の排出量は減少傾向、最終処分量も大幅に減少、不法投棄（10t以上）も件数・投棄量も大幅に減少している。
 - 循環型社会を構築していくためには、引き続き、
 - 産業廃棄物の発生抑制、減量化
 - 不法投棄の防止対策
 - 県民、事業者の意識の改革
- といった事業を実施していく必要があり、目的税である産業廃棄物処理税は、経済的動機付け^(注)の役割とともにこれらの事業を行うための貴重な財源となっている。
- （注）最終処分コストを減らすため、発生抑制、リサイクルの推進を促す効果
- 特に、次世代を担う子供たちへの継続的な環境教育のための財源として必要である。

これらのことから、当分の間、産業廃棄物処理税は存続すべきである。

なお、5年を目途に、必要があると認めるときは、見直しを行るべきである。

(2) 税制度

全国的に本県と同じ税率、課税方式が定着していること、また、適切に申告納付・納入が行われていることに鑑みると、変更する必要はないと考えられる。



3 今後の方向性

(1) 使途事業

「産業活動の支援」「適正処理の推進」「意識の改革」の3つの柱に沿って引き続き事業を実施する必要があるが、その際、次のことに留意すべきである。

- 税収が大幅に減少している現状を踏まえ、事業の見直しを積極的に行い、より効果的な新規事業の取組を行う。
- 事業について、広く周知が図られる必要があり、周知方法等に係る検討を十分行う。
- 事業の実施に当たっては、税を活用した事業であることを明記するとともに、事業成果のわかりやすい公表に、工夫、配意する。

(2) 基金

近年漸減傾向にあるが、事業の適切な取捨選択のもとに、適切な基金規模の維持に留意すべきである。